

平成 18 年 5 月 11 日

各 位

船井電機株式会社

代表者名 執行役社長 船井 哲良 (コ-ド番号 6839 東証・大証第一部) 問合せ先 IR・広報部 高中 直幸 (TEL. 072-870-4395)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 22 日開催(予定)の第54 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1.変更の理由

会社法(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日付で施行されたことに伴い、以下の理由により定款の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株式について行使できる権利を合理的な範囲に制限するための規定を設けるものであります(変更案第9条)。
- (2) 株主総会開催に際し、株主の皆様の利便性を高めると共に、株主総会関連費用の節減を図るために、インターネットを利用した方法で株主総会参考書類等の開示を可能とする規定を設けるものであります(変更案第15条)。
- (3) 必要に応じて取締役会決議を効率的、機動的に行うために、書面等による決議を可能とする規定を設けるものであります(変更案第24条第2項)。
- (4) 取締役及び執行役の責任免除に関する変更案第 27 条各項及び第 34 条の規定は、それぞれ現行定款第 27 条各項及び第 36 条の規定を含めて規定する趣旨であります。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされる事項(機関設計、株券発行、株主名簿管理人等)を明記するものであります(変更案第 4 条、第 7 条、第 10 条等)。
- (6) その他会社法による変更事項についての所要の変更(会社法の趣旨に反しあるいは不要となった条項の削除、用語や言回しの変更、字句の整備、引用法令の変更等)及び上記の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 22 日 平成 18 年 6 月 22 日

以上

別紙

(下線は変更部分を示します)

	(ト線は変更部分を示します)
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当会社は、船井電機株式会社と称し、英文では FUNAI ELECTRIC CO.,LTD.と表示する。 (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.各種電機器具の製造販売 2.各種技術情報の売買 3.前各号の輸出入 4.医療用機械器具・介護用機械器具の開発、製造、販売	第1章 総 則 (商 号) 第1条 (現行どおり)
5.映画・ビデオ映像・テレビ番組・音楽・ 放送・通信用番組・情報に関する著作 物の企画、制作、配給、販売並びに輸 出入 6.ソフトウェアの開発、設計並びに販売 7.和洋家具の製造、販売並びに輸出入 8.前各号(第2号、第3号及び第5号を 除く。)の製品・物品の修理、保守サ ービス	
9. 前各号(第2号、第3号及び第8号を除く。)の製品・物品・著作物・ソフトウェアのレンタル並びにリース	
10.菓子類・パン類・麺類の原材料の販売 並びに輸出入 11.遊技場、飲食店の経営	
12.遊技場への景品卸売販売 13.各種イベントの企画、制作並びに運営 14.出版業並びに印刷業 15.経営コンサルタント業 16.労働者派遣事業 17.総合リース業 18.ビルメンテナンス業並びに不動産管 理業 19.中古自動車の販売業	

- 20. 金融業、旅行業並びに損害保険代理店
- 21. 医薬品、医薬部外品、健康機器並びに 動植物油脂の製造販売
- 22. インターネットによる情報提供及び 情報処理業
- 23. コンピュータネットワークシステム の管理、運営
- 24. 工業所有権、著作権、その他の無体財 産権の取得、企画、開発、保全、仲介 並びに売買
- 25. 病院・診療所・薬局及び介護療養施設 等の企画・開発・運営事業
- 26. 特別養護老人ホーム・介護老人保険福 祉施設及び老人ホーム等の企画・開 発・運営事業
- 27. 訪問介護・訪問看護・福祉用具貸与等 の居宅サービス事業
- 28. 医療・介護派遣労働者の研修、セミナ - 等の企画、立案及び実施
- 29. 医療廃棄物処理事業
- 30. 前各号に付帯関連する一切の事業 (本店の所在地)
- 第 3 条 当会社は、本店を大東市に置く。

(新 設)

(公告の方法)

掲載する。

(委員会等設置会社)

第 5 条 当会社は、株式会社の監査等に関 する商法の特例に関する法律(以下、「商 法特例法」という。) 第2章第4節に規 定する特例の適用を受ける。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪府大東市に 置く。

(機 関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。
 - 1.取締役会
 - 2.委員会
 - 3 . 会計監査人

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に | 第 5 条 当会社の公告方法は、日本経済新 聞に掲載する方法とする。

> (削 除)

第2章 株

第2章 株 尤

(発行する株式の総数)

80,000,000 株とする。ただし、株式の 消却が行われた場合には、これに相当す る株式数を減ずる。

> (新 設)

(自己株式の取得)

- 第 7 条 当会社は、商法第211条ノ3第1 項第2号の規定により、取締役会の決議 をもって自己株式を買受けることがで きる。
- (1単元の株式の数及び単元未満株券の不 発行)
- 株とする。
 - 2 当会社は、1単元の株式の数に満たな い株式(以下、「単元未満株式」という。) の数を表示した株券については、株式取 扱規則に定める場合を除き、発行しな ll.

(基準日)

- 第 9 条 当会社は、毎年3月31日の最終の 株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同 じ。) に記載又は記録された議決権を有 する株主(実質株主を含む。以下同じ。) をもって、その決算期に関する定時株主 総会において権利を行使すべき株主と する。
 - 2 前項のほか、必要のあるときは、取締 役会の決議又は取締役会の決議による 委任を受けた執行役の決定によりあら かじめ公告して、臨時に基準日を定める ことができる。

(新 設)

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行する株式の総数は │第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 80,000,000 株とする。

(株券の発行)

第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行 する。

> (削 除)

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

- 第 8 条 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は100|第 8 条 当会社の<u>単元株式数</u>は100 株とす る。
 - 2 当会社は、前条の規定にかかわらず、 単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところに ついてはこの限りでない。

(削 除)

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主(実質株主を含む。 以下同じ。)は、その有する単元未満株式 について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。

(名義書換代理人)

- 第 10 条 当会社は、<u>株式につき名義書換代</u> 理人を置く。
 - 2 <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場 所は、取締役会の決議又は取締役会の決 議に<u>よる</u>委任を受けた執行役の決定に よって<u>選定し</u>、これを公告する。
 - 3 当会社の株主名簿及び株券喪失登録 簿<u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に</u> 備え置き、株式の名義書換、単元未満株 式の買取り、その他株式に関する事務 は、<u>名義書換代理人に取扱わせ</u>、当会社 においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の<u>株券の種類並びに</u>株式<u>の</u> 名義書換、単元未満株式の買取り、その 他株式に関する取扱い及び手数料<u>につ</u> いては、取締役会又は取締役会の決議に よる委任を受けた執行役が定める株式 取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要 あるときに随時これを招集する。

(新 設)

(新 設)

(招集者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めが |

- <u>1 . 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる</u> 権利
- 2 . 会社法第 166 条第 1 項の規定による 請求をする権利
- 3.株主の有する株式数に応じて募集株 式の割当て及び募集新株予約権の割 当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議 によって委任を受けた執行役の決定によって<u>定め</u>、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿</u>及び株券喪失登録簿<u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し</u>、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び 手数料は、<u>法令又は本定款のほか、</u>取締 役会又は取締役会の決議に<u>よって</u>委任を 受けた執行役が定める株式取扱規則によ る。

第3章 株主総会

(招集)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必 要あるときに随時これを招集する。
 - 2 当会社の株主総会は、本店所在地又は 大阪市内においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会の決議に基

- ある場合を除き、取締役会の決議により 執行役社長がこれを招集し、その議長と なる。
- 2 執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の執行役がこれにあたる。

(新 設)

(決議の方法)

- 第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款 に別段の定めがある場合を除き、出席し た株主の議決権の過半数をもって<u>これ</u> を決する。
 - 2 <u>商法第343条</u>に定める<u>特別</u>決議は、<u>総</u> <u>株主</u>の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の3分の2以 上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

- 第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する 他の株主を代理人として、その議決権を 行使することができる。
 - 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要 領及び結果については、これを議事録に 記載又は記録し、議長並びに出席した取 締役及び執行役が記名捺印又は電子署 名を行う。

- <u>づき、取締役である</u>執行役社長がこれを 招集し、議長となる。
- 2 <u>取締役である</u>執行役社長に<u>欠員又は</u>事 故があるときは、あらかじめ取締役会の 定めた順序により、他の<u>取締役</u>がこれに あたる。

<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示</u> とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類 及び連結計算書類に記載又は表示をすべ き事項に係る情報を、法務省令に定める ところに従いインターネットを利用する 方法で開示することにより、株主に対し て提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定 款に別段の定めがある場合を除き、出席 した議決権を行使することができる株主 の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 <u>会社法第 309 条第 2 項</u>に定める決議 は、<u>議決権を行使することができる株主</u> の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が 出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をも って行う。

(議決権の代理行使)

- 第 <u>17</u> 条 株主は、当会社の議決権を有する 他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決 権を行使することができる。
 - 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(削 除)

第4章 取締役、取締役会及び各委員会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役は20名以内とする。

(選 任)

- 第 18 条 取締役は、株主総会で選任する。
 - 2 <u>前項</u>の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって<u>これを決す</u> <u>る</u>。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、<u>就任</u>後1年内<u>の</u> 最終の決算期に関する定時株主総会終 結の時までとする。

(取締役会長)

第 <u>20</u> 条 取締役会の決議に<u>より</u>、取締役 会長 1 名を定めることができる。

(取締役会の招集者及び議長)

- 第 <u>21</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めが ある場合を除き、取締役会長がこれを招 集し、その議長となる。
 - 2 取締役会長<u>を置かないとき、又は取締役会長に</u>事故があるときは、取締役会<u>は</u>取締役である執行役社長がこれを招集し、その議長となる。
 - 3 取締役である執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 <u>22</u> 条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役</u> <u>に対し</u>、会日の3日前までに発する<u>もの</u> <u>とする</u>。ただし、緊急の<u>場合には</u>、この 期間を短縮することができる。

(新 設)

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 (現行どおり)

(選任方法)

- 第 <u>19</u> 条 取締役は、株主総会<u>において</u>選任 する。
 - 2 <u>取締役</u>の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 (現行どおり)

(任期)

第 <u>20</u> 条 取締役の任期は、<u>選任</u>後 1 年<u>以</u>内 <u>に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に 関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとす る。

(取締役会長)

第 <u>21</u> 条 取締役会の決議に<u>よって</u>、取締役 会長 1 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 <u>22</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めが ある場合を除き、取締役会長がこれを招 集し、議長となる。
 - 2 取締役会長<u>に欠員又は</u>事故があるとき は、取締役会<u>においてあらかじめ定めた</u> 順序に従い、他の取締役が取締役会を招 集し、議長となる。

(削 除)

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3 日前までに<u>各取締役に対して</u>発する。た だし、緊急の<u>必要があるときは</u>、この期 間を短縮することができる。
 - 2 取締役の全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで取締役会を開催す ることができる。

(取締役会の決議方法)

第 <u>23</u> 条 取締役会の決議は、取締役の過半 数が出席し、<u>出席した取締役の</u>過半数を もってこれを決する。

(新 設)

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会における議事の経過の要 領及び結果については、これを議事録に 記載又は記録し、出席した取締役が記名 捺印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又 は定款<u>に別段の定めがある場合を除き</u>、 取締役会<u>で</u>定める取締役会規程による。

(報酬)

第 26 条 取締役の報酬は、報酬委員会の決議に<u>より</u>定める。

(取締役の責任免除<u>及び社外取締役との間</u> の責任限定契約)

- 第 27 条 当会社は、取締役会の決議<u>をもって、商法特例法第 21 条の 17 第 1 項の行為に関する</u>取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。
 - 2 当会社は、<u>商法特例法第 21 条の 8 第 4 項ただし書に定める</u>社外取締役との間で、<u>同法第 21 条の 17 第 1 項の行為に関する責任について、同条第 5 項で準用する商法第 266 条第 19 項</u>各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(各委員会の設置)

- 第28条 当会社は、指名委員会、監査委員 会及び報酬委員会(以下、「各委員会」 という。)を置く。
 - 2 <u>各委員会を組織する取締役は、取締役</u> 会の決議により定める。

(取締役会の決議方法)

- 第 <u>24</u> 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わる</u> <u>ことができる</u>取締役の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
 - 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充 たしたときは、取締役会の決議があった ものとみなす。

(削除)

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又 は本定款<u>のほか</u>、取締役会<u>において</u>定め る取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益(以下、「報酬等」という。)は、 報酬委員会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 27 条 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項</u> の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の<u>損害賠償</u>責任を法令の限度において免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、同法第 425 条第 1 項 各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(削 除)

(各委員会規程)

第 29 条 各委員会に関する事項は、法令、 定款又は取締役会規程に別段の定めが ある場合を除き、取締役会で定める各委 員会規程による。

第5章 執 行 役

(員 数)

第 30 条 当会社の執行役は3名以内とする。

(選任及び解任)

第 <u>31</u> 条 執行役<u>の選任及び解任</u>は、取締役 会の決議<u>をもってこれを行う</u>。

(任期)

第 32 条 執行役の任期は、<u>就任</u>後 1 年内<u>の</u> <u>最終の決算期に関する</u>定時株主総会終 結後最初に<u>開催</u>される取締役会終結の 時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

- 第 <u>33</u>条 取締役会<u>は、当会社を</u>代表<u>する</u>執 行役 1 名以上を定める。
 - 2 取締役会の決議により、執行役社長 1 名、執行役副社長、執行役専務、執行役 常務を定めることができる。

(執行役規程)

第 34条 執行役に関する事項は、法令、定 款又は取締役会規程<u>に別段の定めがあ</u> <u>る場合を除き</u>、取締役会<u>で</u>定める執行役 規程による。

(報酬)

第 <u>35</u>条 執行役の報酬は、報酬委員会の決議により定める。

(執行役の責任免除)

第 36 条 当会社は、取締役会の決議<u>をもって、商法特例法第 21 条の 17 第 1 項の行為に関する</u>執行役(執行役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

(削除)

第5章 執 行 役

(員 数)

第 28 条 (現行どおり)

(選任方法)

第 <u>29</u> 条 執行役は、取締役会の決議<u>によっ</u> <u>て選任する</u>。

(任期)

第 30 条 執行役の任期は、<u>選任</u>後1年<u>以</u>内 <u>に終了する事業年度のうち最終のものに</u> <u>関する</u>定時株主総会<u>の</u>終結後最初に<u>招集</u> される取締役会<u>の</u>終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

- 第 <u>31</u> 条 取締役会<u>の決議によって</u>、代表執 行役 1 名以上を選定する。
 - 2 取締役会の決議に<u>よって</u>、執行役社長 1名、執行役副社長、執行役専務、執行 役常務を定めることができる。

(執行役規程)

第 <u>32</u> 条 執行役に関する事項は、法令、<u>本</u> 定款又は取締役会規程<u>のほか</u>、取締役会 において定める執行役規程による。

(報酬等)

第 <u>33</u> 条 執行役の報酬<u>等</u>は、報酬委員会の 決議によって定める。

(執行役の責任免除)

第 34 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項 の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 計 算

(営業年度及び決算期)

第 37条 当会社の<u>営業</u>年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで<u>とし、毎年3月</u>31日を決算期とする。

(新 設)

(利益配当金)

第 38 条 当会社の<u>利益配当金</u>は、<u>毎決算期</u> の最終の株主名簿に記載又は記録され た株主又は登録質権者に対してこれを 支払う。

(新 設)

(新 設)

(中間配当)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議により 毎年 9 月30日の最終の株主名簿に記載 又は記録された株主又は登録質権者に 対し、商法第 293 条 / 5 の規定により中 間配当として金銭の分配を行うことが できる。

(利益配当金等の除斥期間)

第 40 条 利益配当金又は中間配当金が支払 開始の日から満3年を経過しても受領 されないときは、当会社はその支払義務 を免れる。 第6章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の<u>事業</u>年度は、毎年4月1 日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当会社は、剰余金の配当等会社法 第 459 条第 1 項各号に定める事項につい ては、法令に別段の定めがある場合を除 き、株主総会の決議によらず取締役会の 決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 <u>37</u> 条 当会社の<u>期末配当の基準日</u>は、<u>毎</u> 年 3 月 31 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9 月30日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。

(削除)

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、そ の支払開始の日から満3年を経過しても なお受領されないときは、当会社はその 支払義務を免れる。